

令和2年度第5回 亀山市地域公共交通会議 議事概要

開催日時	令和2年12月1日（火）14時30分～			
開催場所	亀山市役所 3階 大会議室			
出席委員	14名	欠席委員	3名	傍聴人 0名
	委員17名中14名の出席により会議成立			
議事次第	<p>1. 会長挨拶</p> <p>2. 報告事項 （1）乗合タクシーの現状報告について（資料1）</p> <p>3. 協議事項 （1）乗合タクシー停留所の空白地域解消について（資料2） （2）バス運賃体系の見直しについて（資料3） （3）野登・白川地区自主運行バス路線の再編について（資料4） （4）再編路線等の状況及び検証等について（資料5） 地域公共交通確保維持改善事業評価（亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価）</p>			
議事概要	<p>《議事概要》</p> <p>1. 会長挨拶 （会長） 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス感染症の第三波のなか、会議を開催させていただきましたが、何かとお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。前回の会議が10月22日でしたが、その頃が第三波の始まりであったのかと思うところでもございます。そのようなことから少し寒いかもしれませんが、換気のため窓も開けておりますのでご了承いただきたいと思います。会議の内容でございますが、前回にもご議論いただきましたバス運賃体系の見直し、野登・白川地区自主運行バスの路線再編など引き続きの議題となっておりますので、なにとぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p><事務局 出席者確認></p> <p>2. 報告事項 （1）乗合タクシーの現状報告について（資料1） <事務局より説明></p> <p>（座長） ありがとうございました。乗合タクシーの現状報告について、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか？登録者数のタクシー券交付抹消というのは、タクシー券を交付された方が乗合タクシーの登録を抹消されたということでしょうか？</p> <p>（事務局） 福祉部局のタクシー料金助成制度では、乗合タクシーを利用することが困難な場合が交付の対象となりますので、交付とあわせて乗合タクシーの登録者の抹消を行ったものでございます。</p> <p>（座長） ありがとうございます。要介護状態か高度な要支援状態になればタクシー券を交付さ</p>			

れるということでしょうが、そのような方が増える可能性もあると思われます。そうならないためにも、乗合タクシーを予防的にご利用いただく必要があると思っております。その他いかがでしょうか？ちなみに、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの公共交通の利用が低迷しているなか、堅調に利用されているというのが非常に特徴的だと思っておりますが、今も予約を組み合わせて運行しているのでしょうか。

(事務局)

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、別々の予約を組み合わせての運行は控えております。乗合率 1.1 人/便となっておりますが、乗り合う場合のほとんどはご夫婦でございます。

(座長)

それはとてもよい事例だと思っております。バスは乗り合うので、少し利用を控えたという傾向がありますが、他人と乗り合わない公共交通で安心して出掛けられるというひとつのよい事例だと思いますので、いろいろなところでご紹介いただければと思います。その他いかがでしょうか。では、引き続きこのような利用状況の報告をお願いします。

3. 協議事項

(1) 乗合タクシー停留所の空白地域解消について (資料 2)

<事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

停留所が 500m 以内にないということなので、皆さんが快適に利用できるようになるのであれば、早急に進めていただけたらよいと思います。

(座長)

ありがとうございます。やはり空白地はなくした方がよいというご意見でございますが、その他いかがでしょうか？少し気になるのですが、そもそもこの地域停留所に関しては、まちづくり協議会に基本的には 500m 間隔で設置箇所を選定いただき、地域のニーズに合わせながら設置してきたと思っております。本来であれば、地域停留所がご利用したい方の徒歩圏内にないから、地域から要望をいただいて、そこに地域停留所を設置するというプロセスだと思います。ところが、今回はそうではなく空白地を埋めていくということなので、まず大きな方針転換だと思っております。その際に、このような形で果たして本当に空白地をなくせるのかどうか心配であります。そのあたりの説明が少し不足していると思いますので、ご説明よろしくをお願いします。

(事務局)

今回の 13 カ所の追加設置は、庁内会議のバス等検討委員会で福祉部局からタクシー料金助成制度を申請された方のうち、近くに乗合タクシーの停留所がないという理由で交付された方がいたと意見があったことから、その方の居住地をもとに候補地を検証したものです。座長がおっしゃられるように、本来であれば、地域から要望をいただくのですが、地域が把握しきれていないということもございますので、行政から地域に働きかけて、地域で停留所の位置など調整できたものから要望をいただいて追加設置していきたいというものです。

(座長)

すなわち、停留所の追加設置に関しては、今までは地域に要望をお願いしておりましたが、必ずしもすべてのニーズを把握できていないため、福祉部局経由での要望があれば、それも反映するという新たな方針が提案されているということによろしいですね、分かりました。では、地域の意見の収集方法に問題があったのか、あるいはそもそも限界だったのか、ということをお明らかにしなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか？つまり、福祉部局経由での要望というプロセスを新たに加えるのか、あるいは地域のニーズをもう少しきめ細やかに聞くプロセスを増やすのか、そこはどのようにお考えでしょうか？

(事務局)

地域から停留所の追加設置の要望をいただくというのが基本的な考え方でございますので、今後も同様と考えております。

(座長)

では、特例としてこのようなプロセスでの追加設置ということでしょうか？

(事務局)

そうですね、このように把握しきれていないと福祉部局から意見をいただいておりますので、今回はそれを反映させたいということでございます。

(座長)

そこは明確にさせていただいた方がよいと思っております、このような状況に関しては、システムとして特別に対応することを位置付けるものだと思います。また、空白地の解消を目指しているのではないということによろしいでしょうか？

(事務局)

こちらから空白地といっても地域で利用される方がいないということもあり得ますので、あくまでも地域からの要望をご議論いただきたいと思いますと思っております。

(座長)

それであれば結構だと思います。空白地というのであれば、この設定と確認の方法でよいのだろうかと思っていました。また、本当に空白地が全体的にカバーできているかと心配でしたが、今の説明でよく分かりました。

(会長)

当初、まちづくり協議会から地域停留所の候補地を要望いただきましたが、このような空白地がある理由として、安全な乗降場所の確保ができないという意味もあるのではないかと思います。例えば公民館であるとかそのような安全な場所がないので地域から要望いただけないのではないかと懸念があります。まちづくり協議会まかせにせず、安全な乗降場所の確保について、事務局も相談に応じていただきたいです。

(座長)

おっしゃられるとおりでと思います。いかがでしょうか？

(事務局)

地域に候補地を調整いただきますが、そこが安全な地域停留所かどうか相談に応じながら進めてまいりたいと考えております。

(座長)

はい、ありがとうございます。道が狭くて地域の同意がなかなか得られないような場合もあるかもしれませんが、確かにケースバイケースだと思いますので、行政も一緒に調整いただければと思います。その他いかがでしょうか？では、委員お願いします。

(委員)

県内すべての公共交通会議の委員になっていますが、このような形で解決しようというのは初めての考え方だと感じました。75歳以上の方で乗合タクシーの停留所が徒歩圏内になく乗れないのでタクシー券の交付に至ったということですが、停留所を追加設置した後、その方にはタクシー券ではなく乗合タクシーを利用していただくことになるのでしょうか？

(座長)

はい、その辺りはどうされるのでしょうか？

(事務局)

基本的には、乗合タクシーを利用できない方にタクシー券を助成するというものです。乗合タクシーの地域停留所が近くにないという理由で助成している方については、追加設置した後は、タクシー券ではなく乗合タクシーを利用していただけることとなりますので、基本的には乗合タクシーに移行していただくこととなります。

(座長)

年度途中でタクシー券を助成した方の近くに追加設置された場合、タクシー券の返還を求めるのでしょうか？

(事務局)

そのようなことはありません。

(座長)

年度末まで使えるということを明確にした方がよいと思います。ちなみに、福祉部局では申請者の自宅から直径500m以内に地域停留所があるかどうかで判断しているのでしょうか？

(事務局)

福祉部局では、個々の事情を丁寧に聞き取ったうえで判断していると聞いております。

(座長)

公平性という意味では、直径500m以内に乗合タクシーの停留所があってもこういった状況であれば利用できないと判断できるなどルールとして明確にした方がよいと思います。

(事務局)

おっしゃられるように、福祉部局と乗合タクシーの停留所がないという理由で判断する際の具体的な内容を調整したいと思います。

(座長)

ぜひお願いします。地域で把握しきれなかったニーズに対して、地域に追加設置の候

補地を情報提供し、地域で調整が不可能な場合には行政も相談に応じていただくという新たな方法を考えていくことになるかと思えます。そして、今後も同じような事例が出てくるかと思えますので整理していただいて、こういう場合は地域停留所を追加設置するというのを明文化していただきたいと思えます。では、特にご異論ないようでございますので、このような形で地域の方々に再度ご検討いただくということでよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。では皆さんからご了承いただいたということで、この13の停留所につきましては、地域の方々にご検討いただくようお願いしたいと思います。

(2) バス運賃体系の見直しについて (資料3)
＜事務局より説明＞

(座長)
前回に引き続き、最終案ということでご提示いただいております。基本的には、5ページの右上の改定案がいちばん大きなポイントということです。1回あたり100円だったところが200円、小学生は50円だったところが100円、一方で定期券などが導入されて、現行に加えて定期券、そして65歳以上または乗合タクシー登録者の方の年間パスができるということでございます。この運賃に関しましては、本来であればそれぞれの交通事業者から運輸支局に申請していただいた認可運賃になるものですが、公共交通会議で同意が得られたら、その運賃が認められることになっておりますので、慎重にご審議いただきたいと思っておりますが、何かご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか？ちなみに、定期券の発行方法等は、三重交通に準ずるものと書いてありますが、具体的にはどういうことなのでしょうか？

(事務局)
定期券の購入日や払い戻しのルールなどについて、三重交通に準ずるものにと考えております。

(座長)
購入場所は、亀山出札所だけなのでしょうか？

(事務局)
はい、亀山出札所のみでございます。

(座長)
これは三重交通も同じということでございます。いかがでしょうか？皆さんにご確認いただいて特にご異論ないようでございますので、この提案どおりでバス運賃を改定するというご承認いただいでよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。では皆さんからご了承いただいたということで、国への届け等などよろしくお願ひしたいと思います。

(3) 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について (資料4)
＜事務局より説明＞

(座長)
はい、ありがとうございます。前回に引き続き、地元と調整していただいてその結果ということでございます。地域との協議の結果、特にルート、時刻などに変更はなかったということでしょうか？

<p>(事務局) はい。</p> <p>(座長) ありがとうございます。では、これに関しましていかがでしょうか？</p> <p>(委員) 地域がよければ問題ないのではないのでしょうか。</p> <p>(座長) はい、地域としては十分に意見を反映していただいているということかと思えます。ちなみに、30番松山北と31番辺法寺西は停留所がなくなりますが、これは利用者が非常に少ないのでやむを得ないというところもあるかと思えますが、よろしいでしょうか？</p> <p>(事務局) はい、ほとんど利用のない停留所でございます。</p> <p>(座長) 乗降者数は0.5人/日なので非常に少ないものだと思いますが、地域にはご了承いただいているということによろしいでしょうか？</p> <p>(事務局) はい、そのとおりでございます。</p> <p>(座長) はい、ありがとうございます。新設停留所は中部中学校前とありますが、すでに道路管理者と警察との協議は終わっているということによろしいでしょうか？</p> <p>(事務局) これから行うものでございます。</p> <p>(座長) この再編はいつからでしょうか？</p> <p>(事務局) 4月1日の改正でございます。多少の微調整がまだという意味でございます。</p> <p>(座長) 念のため確認しますが、委員、いかがでしょうか？</p> <p>(委員) 県との調整は必要と思えます。</p> <p>(座長) この停留所の設置に関しまして、委員、いかがでしょうか？</p> <p>(委員) まだ停留所を確認しておりませんのでお答えできません。</p>

(事務局)

三重交通に微調整いただいているところでございます。

(座長)

今後、ダイヤの微調整があるということでよいとは思いますが、少なくとも法律ではここで協議が整わないといけませんので、道路管理者、交通管理者、あるいは交通事業者、競合の関係、そして住民の方々など皆さんの合意が得られる必要があると思います。そうしなければ協議が整ったという証明書は発行できません。では、道路運送法の特例に基づいた届け出にはならないと思いますが、委員、いかがでしょうか？

(委員)

調整が終わった段階で再度協議が必要かと思います。

(事務局)

基本的には既設のコミュニティバスの停留所を使いますが、新設する停留所は確認させていただきたいと思います。

(座長)

停留所を確認して協議が整っていないといけないのですが、皆さんから最終的に合意を得る必要があります。

(事務局)

中部中学校前の停留所の新設につきまして、相談させていただいて問題がなければ、改めまして書面決議いただけたらと思います。

(会長)

新規の停留所はその中部中学校前のみでしょうか？

(事務局)

中部中学校前のみです。

(座長)

委員、いかがでしょうか？

(委員)

既設の停留所であれば問題ないと思いますが、新規であれば確認する必要があります。

(座長)

民地であれば地権者、公道であれば県との調整が必要です。1月末までに調整できれば事務的には間に合います。ただ、もう一回皆さんにお集まりいただく必要があります。

(会長)

事務局が申し上げたように書面決議でいかがでしょうか？

(座長)

警察、道路管理者、地権者との協議が整ったところで改めて書面決議で合意いただく

ということになるかと思えます。

(事務局)

そのようにさせていただければと思います。

(座長)

委員、いかがでしょうか？

(委員)

新設する停留所の詳細な資料をいただきたいと思えます。

(事務局)

新たに資料を添付させていただいて、書面決議をお願いしたいと思えます。

(座長)

皆さんには、ダイヤ、ルート、運賃などは問題ないと確認いただいておりますが、法律に則った手続きを進めなければなりません。従いまして、資料を整えていただき1月末までに皆さんに書面決議で合意をいただくという手続きにしたいと思えます。特に新設する停留所につきましては、写真や地図を明確にさせていただく必要があると思っております。運輸支局とも相談しながら、手続きに不可欠な書類など作成をお願いしたいと思えます。今回は合意には至りませんが、改めまして皆さんに書面決議のご協力をよろしく願います。ダイヤなどに関しては問題なく、三重交通との調整で多少は変わる可能性はあります。特に、運行管理だけでなく労務管理の問題もありますので、休憩時間もきちんと確保できるようによろしく願いたいと思えます。

(4) 再編路線等の状況及び検証等について (資料5)

地域公共交通確保維持改善事業評価(亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価)

<事務局より説明>

(座長)

はい、地域間幹線系統について、委員からご説明をお願いしたいと思えます。

<委員より説明>

(座長)

はい、ありがとうございました。地域間幹線系統とフィーダー系統の自己評価ということになります。これに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思えますがいかがでしょうか？乗合タクシーの利用が順調に増えたという報告がありましたが、これは記載していただいた方がよいと思えます。とてもよいことだと思えます。さらに、このコロナ禍においては乗合を控えていたというのも重要なポイントだと思えます。また、令和3年度の目標値の設定については、この先どうなるかとても心配です。地域主体のイベントの回数を促進させるとありますが、楽観的で今の状況では厳しいと思えます。事業の今後の改善点として書くならば、新型コロナウイルス感染症が収束したら、と書いた方がよいと思えます。この後いつまでこのような状況が続くかわかりませんし、第四波もどのような状況になるかわからないなかで、中部様式に運行事業者と連携して、新型コロナウイルス感染症に対する安全対策を徹底する、とありますが、このような記載が必要と思えます。その上で、収束した時には、地域と一緒に更な

る利用促進を行うという記載にさせていただいた方がよいと思います。皆さんいかがでしょうか？はい、ありがとうございます。では、事務局、会長、私で確認させていただくと一任いただければと思います。その他よろしいでしょうか？では、これは国に提出するという事で新たな合意が必要でございますので、修正させていただくという前提でご承認いただいたということでもよろしいでしょうか？はい、どうもありがとうございました。それでは4.その他ということでございますが、事務局から何かございますか？

(事務局)

特にございません。

(座長)

先ほどの地域間幹線系統について、これは皆さんの合意が必要なものではございませんが、県から大変厳しい状況だと報告がありました。ちなみに、地域間幹線系統が補助対象外になれば、フィーダー系統も必然的に補助対象外となります。ぜひ引き続き、県と一緒に利用促進に努めていただければと思っております。その他もないということでございます。皆さんから全体を通して何かございますか、よろしいでしょうか？以上で予定の議題、全て終了ということになります。野登・白川地区自主運行バスの再編に関しましては、早々に皆さんに書面決議をお願いすることになると思っておりますが、よろしくお願いいたします。では以上で私の進行を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様方におかれましては、熱心にご協議賜りましてありがとうございました。また次回の開催ですが、令和3年2月頃を予定しておりますが、野登・白川地区自主運行バスの再編につきまして、書面決議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それではこれを持ちまして令和2年度第5回亀山市地域公共交通会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

<15:45 終了>

以上、概略のみ